

第 85 号議案

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の業務量の管理等に関する規則を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の業務量の管理等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 46 年滋賀県条例第 57 号。以下「給特条例」という。）第 7 条の規定に基づき、給特法第 7 条に規定する指針に即して、義務教育諸学校等（市町立の義務教育諸学校等を除く。）の教育職員（以下単に「教育職員」という。）が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置（以下「業務量の適切な管理等」をいう。）について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、給特条例において使用する用語の例による。

(業務量の適切な管理等)

第 3 条 教育委員会は、教育職員の健康および福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、在校等時間（教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（正規の勤務時間から給特条例第 6 条第 1 項各号に掲げる日における勤務時間（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 20 号）第 10 条第 2 項の規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日の勤務時間を除く。）

を除いた時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理等を行うものとする。

- (1) 1月について45時間
 - (2) 1年について360時間
- 2 前項の規定にかかわらず、教育職員が児童または生徒に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合にあっては、教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間および月数の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理等を行うものとする。
- (1) 1月について100時間未満
 - (2) 1年について720時間
 - (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月および5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 1年のうち1月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月
- 3 前2項に定めるもののほか、業務量の適切な管理等を行うために必要な事項については、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の業務量の管理等に関する規則案要綱

1 制定の理由

滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）第7条の規定に基づき、義務教育諸学校等（市町立の義務教育諸学校等を除く。）の教育職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るため、必要な事項を定めようとするものです。

2 規則の概要

(1) 教育委員会は、教育職員の健康および福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理等を行うものとします。（第3条関係）

ア 1月について45時間

イ 1年について360時間

(2) (1)の規定にかかわらず、教育職員が児童または生徒に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合にあつては、教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間および月数の上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理等を行うものとします。（第3条関係）

ア 1月について100時間未満

イ 1年について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月および5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

(3) この規則に定めるもののほか、業務量の適切な管理等を行うために必要な事項については、教育長が別に定めるものとします。

(4) この規則は、令和2年4月1日から施行することとします。

教育職員の業務量の適切な管理等の取組について



概要

- 学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)が改正された。(令和元年12月11日公布)
- 改正後の給特法第7条に基づき、文部科学大臣において、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められた。(令和2年1月17日告示)
- こうした状況を踏まえ、本県としても、公立学校の教育職員の健康および福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上に資するため、関係条例、教育委員会規則を整備するとともに、教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針を定める。

条例

(「滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部改正)

- ・教育委員会(県費負担教職員については市町教育委員会)は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るための措置を講ずる。
- ・県教育委員会は、市町教育委員会における管理等のために必要な助言等の支援を行う。

教育委員会規則

(「滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の業務量の管理等に関する規則」の制定)

教育職員の所定の勤務時間を超える在校等時間が次の範囲内となるよう、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

45時間/月、360時間/年※

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、100時間未満/月、720時間/年(80時間/複数月平均、かつ6月/45時間超月数)

方針

(「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する方針」の策定)

教育職員の業務量の適切な管理等のため、県教育委員会および県立学校において以下の取組を実施。

- ・在校等時間の客観的な方法を用いた計測、記録の公文書としての保管。
- ・在校等時間が規則に定める範囲を超えた場合の事後的な検証の実施。
- ・労働法制等の遵守、健康および福祉の確保のための措置等の実施。等

※市町立の学校等の教育職員については、市町教育委員会の規則等により規定

施行日(条例、規則、方針) : 令和2年4月1日